

到着前14日以内に「日本以外に滞在・上陸した乗組員等がある船舶」の乗組員等が 日本で下船する場合の対応について

令和4年9月7日現在

滞在・上陸した 国・地域の区分	有効なワクチン 3回接種証明書 (※1)	有効な72時間以内の 陰性証明書 (※2)	下船時のPCR検査	待機期間
赤	あり（有効）	不要	あり	5日間（※3）
	なし（無効）	あり（有効）	あり	3日間（※4）
	なし（無効）	なし（無効）	あり	3日間（※4）
黄	あり（有効）	不要	なし	なし
	なし（無効）	あり（有効）	あり	5日間（※3）
	なし（無効）	なし（無効）	あり	3日間（※4）
青	あり（有効）	不要	なし	なし
	なし（無効）	あり（有効）	なし	なし
	なし（無効）	なし（無効）	あり	なし

※1 有効なワクチン接種証明書については、以下厚生労働省のHPをご参照ください。

（URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html）

検疫時に、乗組員**全員**のワクチン接種証明書が「有効」と認められる必要があります。

※2 有効な陰性証明書については、以下厚生労働省のHPをご参照ください。

（URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html）

検疫時に、乗組員**全員**の陰性証明書が「有効」と認められる必要があります。

（具体例）① 乗組員全員が有効な証明書を保持した状態での総入れ替え

② 一定の寄港段階で乗組員全員が陰性証明書を取得・更新する

③ ①、②後に新規乗船者がいない等

※3 自宅または、船舶代理店等が手配した個室管理可能な施設（同等の船内含む）で原則**5日間**待機。

3日目に厚生労働省が認めた検査実施機関で自主的に検査し、陰性の結果を検疫所へ報告すれば、4日目に待機を解除します。

（待機緩和向け自費検査機関の検索：<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>）

※4 船舶代理店等が手配した個室管理可能な施設（同等の船内含む）で3日間待機。

3日目に必ず厚生労働省が認めた検査実施機関（※3参照）で検査し、検疫所へ陰性の結果を報告すれば、待機を解除します。